

行政改革推進会議（第15回）

議 事 録

内閣官房行政改革推進本部事務局

行政改革推進会議（第15回）

議 事 次 第

日 時 平成27年 1 月26日（月） 16:50～18:00

場 所 官邸 4 階大会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）行政事業レビューについて

（2）調達改善について

（3）内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて

（4）日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫について

3. 議長挨拶

4. 閉 会

○有村行政改革担当大臣 定刻になりました。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、第15回「行政改革推進会議」を開会いたします。

本会議におきまして、副議長を仰せつかっております、行政改革担当大臣の有村治子です。

安倍総理は別の公務のため、後半からの御出席を予定していただいています。

また、本日は、商工組合中央金庫に関して御説明をいただくため、4つ目の議事から宮沢経済産業大臣に御出席いただく予定でございます。

本日、大塚議員は所用により欠席と伺っておりまして、資料10のとおり意見をあらかじめ御提出いただいております。

それでは、早速議事を進めたいと存じます。

本日は、議事次第のとおり4つの議題がございます。前半に①行政事業レビューについて、②政府の調達改善について、③内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて、一括して取り上げます。

後半に4つ目の議事でございます日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫について取り上げます。

まず、議題1に入りたいと存じます。昨年11月に実施しました「秋のレビュー」等での指摘に対する各府省の対応状況を、資料1-1及び資料1-2のとおり事務局においてまとめました。各府省においては指摘を踏まえた事業の改善が的確に進められていると認識しております。

また、基金については、「秋のレビュー」での指摘を踏まえ、各府省において公益法人等向けの174基金全てについて、余剰資金の有無等の再点検を行っていただきました。その結果、昨年10月以降、新たに3,000億円を超える国庫返納を確保することができました。その概要を資料2にまとめましたので、あわせて御報告いたします。

続きまして、「秋のレビュー」での指摘が平成27年度予算案にどのように反映されたのかについて、麻生副総理から御報告をいただきたいと存じます。

麻生副総理、お願い申し上げます。

○麻生副総理 それでは、お手元の資料3-1を御参照いただければと思いますが、「秋のレビュー」の指摘事項に対する27年度予算等への反映状況について御説明をさせていただきますと存じます。

資料3-1の1ページ、基金の適正化につきましては、骨太の方針2014を踏まえまして、昨年10月に補助金適正化法施行令を改正、基金の法的枠組みを整備させていただきました。こういった取組を踏まえて、基金による実施が真に必要な事業に絞り込み、基金への予算額を大幅に削減しております。

具体的には、平成26年度補正予算におきましては5,000億円を計上、25年度補正予算に比

べて7,000億円の減。1兆2,000億が5,000億になったということです。

27年度当初予算におきまして1兆円を計上しておりますが、26年度予算に比べて4,000億円の減、30%近くの減になったということです。

さらに、27年度の歳入予算におきましては、基金の再点検というものを通じて、余剰資金を最大限確保させていただいております。

具体的には、公益法人等の基金から2,639億円を国庫へ返納していただくという形になっております。いろいろございましたけれども、やらせていただくことができたと思っております。

今後とも、行政改革推進本部と協力しつつ、毎年度のPDCAサイクルを通じて、基金の適正化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

2ページ、昨年11月の「秋のレビュー」において、47事業につきまして改善の方向性を御指摘いただいたところですが、その後、指摘事項をもとに各府省で検討していただき、27年度予算に反映をさせていただいたところですが、

個別事業の説明は省略させていただきますけれども、予算の削減を求められた事業につきましては、例えば、産学連携のため50の大学に1億円ずつ配布するとの要求がありました「理工系プロフェッショナル教育推進委託事業」につきましては、産業界のニーズ把握が不十分という理由から、まずは基礎的な調査を実施すべきという御指摘がありましたことから、50のうち2校のみ対象とした基礎的な調査の経費1億円を手当するといった対応をとらせていただいたところであります。

この結果、「秋のレビュー」の指摘に基づく概算要求からの削減額の合計は1,000億円ということになってございます。

よくできたと思って感心しておりますけれども、御不満も随分あると思っておりますが、これでやらせていただくこととなります。

関係各位の御協力に改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○有村行政改革担当大臣 麻生副総理、ありがとうございました。

基金の点検は昨年「秋のレビュー」で初めて試みたものでございましたが、「秋のレビュー」での指摘の予算等への反映に関し御尽力いただきました麻生副総理、また、財政当局には、この場を借りて御礼を申し上げます。

続きまして、高市総務大臣に代わり、武藤総務大臣政務官から、「各府省の業務改革の取組及び機構・定員への反映状況」について、御紹介をいただきます。

総務省が取り組む業務改善は、国の行政、内部の業務についてのその結果を内閣人事局の機構・定員査定に反映する取組であり、事業の改善や予算に反映する行政事業レビューといわば対になる取組であると認識しております。

武藤政務官、よろしく願いいたします。

○武藤総務大臣政務官 総務大臣政務官の武藤容治でございます。欠席の高市大臣に代わり申し上げます。

総務省においては、効率的で質の高い行政の実現に向けて、内閣人事局と連携し、各府省の業務改革を推進しているところであります。

今般「各府省の業務改革の取組及び機構・定員への反映状況」について取りまとめ、予算案の決定と同日に公表いたしました。

詳細はお手元の資料4を御覧いただきたいと思います。各府省においては地方支分部局等で行っている内部管理業務の本省への集約化や統計のオープンデータの高度化など、各種の取組が着実に進められています。

また、業務改革による効率化の成果については、有村大臣のもと、機構・定員配置の見直しに反映していただいたところでありまして、業務改革により削減した4,082人を、業務量が増大した部門に再配置し、増員を厳しく抑制することなどにより、震災復興の加速化やオリンピック・パラリンピック開催準備等の臨時的な重要課題に対応する時限増員を除き、1,093人の定員純減を確保されたものと承知しております。

今後においても、有識者による調査研究を進めつつ、優れた事例については各府省にも取組を促すなど、政府一体となって業務改革をさらに推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく御願いいたします。

以上です。

○有村行政改革担当大臣 武藤政務官、ありがとうございました。

引き続き、議事2、調達改善について議題を進めたいと存じます。

調達改善に関しましては、各省における平成26年度調達改善計画の上半期の自己評価結果を歳出改革ワーキンググループで点検していただきました。

その結果について、ワーキンググループの委員を代表して秋池議員から資料5-1及び資料5-2に沿って御説明をいただきたいと思います。存じます。

秋池議員、よろしく御願いいたします。

○秋池議員 このたび各府省において平成26年度調達改善計画の上半期自己評価が公表されましたところ、歳出改革ワーキンググループの有川博委員、石堂正信委員、小幡純子委員、野本満雄委員と私を含めた5名が参画し、各府省の自己評価結果の点検を行いました。

その報告書の内容について簡単に御報告させていただきます。

まず、これまでも継続的に取り組んでいる一者応札の見直し等につきましては、慎重な検討の上でほかに入札者がいないなどの場合は随意契約に切りかえて、価格交渉を行うといった取組が広がっております。

また、各府省がみずから重点的に取り組むものと選定した分野では、例えば情報システムの調達について、外部有識者からの助言を活用し、経費の精査を行うといった進んだ取組が実施されてきました。

さらに、今期の自己評価に当たっては、取組による調達改善の効果をできる限り削減額で評価して、定量的に示すよう要請したところ、防衛省においても護衛艦の近距離防空システムのまとめ買いにより174億円を削減したといった評価もありました。

総括といたしましては、各府省は調達改善に向けて引き続き取り組んでいると評価しておりますが、他方で各府省間の取組にばらつきも見られるため、後ほど事務局から説明のありますとおり、調達改善の強化策を取りまとめることといたしました。

この強化策によって、調達改善の取組が政府全体でさらにレベルアップすることを期待いたします。

以上、点検結果について御報告させていただきました。

事務局の牽引のもと、各府省前向きに取り組んでいるということは評価できると考えております。今後の取組の強化策によって一層の改善を期待したいと思っております。

調達改革は永遠のテーマでありますので、これを継続し続けるということ、事務局も各府省も進化して、さらにより取組にしていくという必要があると考えております。

私からは以上です。

○有村行政改革担当大臣 秋池議員、ありがとうございました。

調達改善につきましては、これまでの調達改善計画の策定、検証を軸としたPDCAサイクルがおおむね定着してきております。しかし、その一方で、議員に御指摘いただきましたとおり、各府省の間で改善に向けた取組にばらつきも指摘されております。このため、今般「調達改善の取組の強化について（案）」を資料6-1及び資料6-2のとおりまとめました。

事務局より説明いただきます。

○市川次長 御説明申し上げます。

ただいま秋池議員、有村大臣から御説明のありましたとおり、一者応札、同一事業者の一者応札が続く場合に、むしろこれを随意契約に切りかえ、価格交渉を可能とするといった創意工夫は確かに広がりつつありますが、まだそこまで至っていない府省もあり、私どもといたしましては、各府省の底上げのための手引書をつくってはという観点で用意いたしましたのが、この調達改善の強化策でございます。

強化策の柱は大きく2点でございます。1つ目は調達改善の取組指針の作成です。指針には、随意契約の見直し、一者応札の改善、まとめ買い等の項目ごとに、経済性や公正性等の観点から留意すべき点を示し、それとあわせて参考となる取組事例を、標準的取組、発展的取組、効果的取組といった段階別に整理して示しました。各府省はこの指針を参照することによって、各段階に計画的に取り組んでいくことで、調達改善の着実なレベルアップを図ることできる。

2つ目として、これまで自己点検中心の関与にとどまってきた行政改革推進本部事務局としても、各府省の計画策定段階から助言等の支援を行ってまいります。また、今後各府省の特定の政策目的に公共調達を活用しようとする場合には、経済性等にも留意したものとなるよう、事務局及び財務省が事前の協議に当たることとしております。

私からの御説明は以上でございます。

○有村行政改革担当大臣 市川次長、ありがとうございました。

引き続きでございますが、議題3の内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて、議事を進めてまいります。

内閣官房及び内閣府には近年、さまざまな事務局が集中しております。内閣の重要政策に対する司令塔機能など、本来の役割を十分に発揮できるようにするため、業務や組織を見直すことが課題となっています。

これに関し、昨年秋以降与党からも提言をいただき、また、事務局が本日御出席の有識者議員の皆様からも個々に御意見を伺ったところでございます。

これらを踏まえ、政府の対応方針について、資料7-1のとおり案を取りまとめました。資料7-2及び資料7-3をあわせ、事務局より説明させていただきます。

○山下次長 資料7-1が政府の方針案で、そのうちの制度改革のイメージが資料7-2、有識者議員の皆様にも事前に御説明した際に頂戴いたしました御意見が資料7-3でございます。

有識者議員の皆様からは、内閣全体としての機能向上を図っていく際に、内閣官房・内閣府に集中してきた業務の見直し、棚卸しということを行っていくことが重要という御指摘をいただきました。

今回の見直しは、まさにその観点から行うものであり、法改正を伴うものも含めて見直しを行うものは、平成13年の省庁改革以降初めてでございます。

資料7-1にございます個別の移管事務は与党提言を尊重してこれを盛り込むとともに、このような見直しは今後とも経済社会情勢の変化に応じて必要となりますので、7-1の末尾でございますけれども、3年後を目途として次回の全面的な見直しを行うこととしております。

また、今後新たな業務を法律によって追加する際には、原則として期限を設けることとしております。

有識者議員の皆様からは、各省の調整の仕組みが重要との御指摘もいただきました。これについては、資料7-2のポンチ絵でございます。

内閣官房・内閣府は内閣や総理を助けて総合調整を行うこととして設けられておりまして、その本来の役割である内閣の総合的戦略的な方向づけを内閣官房・内閣府が行うという機能は、今回の見直しにおいてももちろん維持しております。

他方で、個別の業務においては、その課題に知見がある省に総合調整の役割を担わせることにより、専門性を発揮させることができることから、今回の事務移管にあわせて、各省にこのような役割を担わせ得る制度改革を行いたいと考えております。

この絵で申しますと、真ん中の赤い部分でございます。

その際、実際にある事務をどの省に担わせるかにつきましては、閣議決定で定めるとし、内閣においてそこはグリップするという形にしております。

以上でございます。

○有村行政改革担当大臣 山下次長、ありがとうございました。

ただいまの3つの議題、行政事業レビュー、調達改善、内閣官房及び内閣府の業務見直しについて、御意見を伺いたく存じます。

御発言いただきます先生方、お手数でございますが、ネームプレートをお立てくださいますよう、御案内申し上げます。

なお、恐縮でございますが、御発言お一人3分程度でお願いできますれば大変助かります。

それでは、よろしく願いいたします。

田中議員、どうぞ。

○田中議員 御説明ありがとうございました。

私は、行政事業レビューの中でも基金の問題と、調達改善に関する支援策と、3番目の内閣官房及び内閣府の業務の見直しの3点について、意見を申し上げたいと思います。

まず、基金に関してですが、前回の会議でも申し上げたのですけれども、行政事業レビューは事後チェックのところでこれだけの削減が見られた。しかしながら、これだけの返納金があるということは、事前の段階での予算のつけ方、あるいはその対象となる計画のたてつけの問題があるのではないかとこのことを申し上げましたけれども、今回は補正及び27年度の予算のところでもかなり圧縮していただいているという意味で、まさにPDCA中のCがAにつながり、Pのところとうまく連携した事例であろうと思いますし、その意味で大変高く評価されると思います。

ただし、基金の問題というのは過去も何度か浮上してはまた沈みということを繰り返しておりますので、これが一過性に終わらないように見届ける必要があると思います。

2番目の調達改善であります。応募要件に政策目的の実施を盛り込み、委託先選定の条件として考慮することによって、応募者にある種のインセンティブを提供するという、支援的役割に関する方針が出ています。この支援的役割に関しては、お金も使わずに政策立案をする政府側にも、それを実行する受託者側にもウィン・ウィンの状況をつくるという意味で、大変おもしろいものであると思います。

ただ、これに関しては、専門家筋から経済性の原則を損ねるものではないかという御指摘もありますが、私は査定の段階でのウェイトの置き方で調整ができるのではないかと思います。

ただし、どの政策にするのかというところを絞らないと、濫用の可能性があると思います。ここは行革なのか内閣官房なのか、しかるべきところで特定の政策に絞った上で進めていく必要があるのではないかと思います。

3番目は、内閣官房と内閣府の業務の見直しであります。これは過去の具体例に鑑みて申し上げますと、例えば総務省などは調整機能を多く抱えていると思うのですけれども、省庁横並びの中で調整をするというのが大変難しいと思います。

今回は調整権というものが公的に付与されるようだけれども、それは第一歩で、肝要なのはそれを使って本当に機能できるかというところありますので、ここは実際にどう機

能したかということをしばらくモニターする必要があるだろうと思います。

以上です。

○有村行政改革担当大臣 ありがとうございます。

小林議員、お願いいたします。

○小林議員 ありがとうございます。

個々に関して簡単に述べさせていただきます。

まず、行政事業レビューにつきましては、田中議員がおっしゃったこととほぼ同じ内容なのですが、非常に進展してありがたいと思います。ぜひPDCAサイクルをきちんと回すということだけは、引き続きやっていただきたいということと、会社などをやってもそのようなのですが、予算を立てるときの問題というのは非常に大きいと思いますので、これに関してはさらにお願ひしたいということが1点であります。

資料4で業務改革の取組ということで、4,082人の定員が削減になりましたという表現があるのですが、無駄切りをどのようにされるのかということ、我々が民間から考えていると何となくイメージが湧かないのですが、次年度の採用に反映させるとか、どういうことを具体的にされるのかということ、今後こういう削減の幅という話が出たときにはいろいろ考えていただく必要があるのではないかという感じがいたしました。

調達改善につきまして、多少奇異に感じましたのは、一者応札が増えている、減っていないというのがどうしてなのだろうかという感じがいたしました。

内閣官房・内閣府につきましては、我々もこれだけ社会環境の変化が激しいと、省あるいは府の範疇ではフォローできないという話は非常に多くなりますので、こういうときにはタスクフォース、あるいは暫定的にいろいろなチームをつくらなくてはいけないということは非常によく理解できるのですが、かといってそれをいつまでもそのままということではありませんので、既に3年というスパンでお話がありましたように、ぜひ定期的に棚卸しというのでしょうか、その組織が本当に必要かどうかということだけはこまめにレビューしていただく必要があると感じました。

以上です。

○有村行政改革担当大臣 小林議員、ありがとうございました。

必要であれば、事務局からも後ほどコメントをいただきます。

まず、渡議員、加藤議員に続けて御発言いただきたいと思います。

○渡議員 ありがとうございます。

行政事業レビューにつきましては、今回、予算削減や業務の見直しといったコストカット的なことだけではなく、重要施策への予算の重点配分もあわせてやられたということで、大変評価させていただいております。

ただ、ちょっと残念なのは、例えば、介護報酬の引き下げとあわせて介護職員の処遇改善というものもやっているわけですが、マスコミ報道などを見ると、この処遇改善のプラス面が欠落してしまって、介護報酬のカットのところばかり取り上げられていると感じま

した。これはどこが広報されているかわかりませんが、広報の仕方などをしっかりされて、せつかくこういう良いことをやっているわけですから、国民の誤解のないように、広報面で工夫されたほうが良いのではないかと思います。

調達改善につきましては、以前、この会議で指摘させていただきましたが、随意契約は、特に国家秘密に係わる物資、我々はエネルギーを扱っていますけれども、そういった物資の調達などには必要だということを申し上げました。また、随意契約とする理由を開示することによって、逆に透明性を高めるべきだと申し上げましたが、その趣旨に沿った取組みが行われている旨が点検結果に盛り込まれており、これも評価させていただいております。

最後の内閣府・内閣官房の業務の見直しについてですが、これは縦割り行政、省庁の垣根を超えた重要政策の調整が過去できなかったところに大きな問題があったわけで、これを直そうということで現行の体制をつくったわけです。今回の見直しによって、もとのもくあみになったのでは本末転倒なわけですから、各省の政策調整機能の強化を法的に担保すること、資料7-2の真ん中の赤字で記載してあるところがそれに該当するのだと思いますけれども、しっかりそこはフォローして、縦割りの弊害が出ないように、ぜひお願いしたいと思います。

○有村行政改革担当大臣 ありがとうございます。

渡議員に続きまして、加藤議員、お願いします。

○加藤議員 既に他の議員の方からいろいろ御意見をいただきましたので、一言、内閣官房と内閣府の業務見直しについて申し上げたいと思います。

その時点で必要ということで加えられた業務でも、年月がたつうちに累積肥大化することは避けられないので、事前に期限を設けること。そして、期限を設け管理するという方式自体の全面的見直しを3年ごとに定めたのも、とても意義があると思います。

こういった業務の肥大化というものは、内閣機能に限らず行政全体で起こり得ることなので、ここだけではなく、行政における業務の見直しを考える上で今後参考していくような形になればよろしいかと思います。

以上です。

○有村行政改革担当大臣 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦事務局のほうから、特に小林議員から御質問が続きました定員減の今後の処置のあり方、一者応札が減っていないなどの御質問に対してお答えいただきたいと思います。

市川次長、お願いいたします。

○市川次長 まず、一者応札の件について御説明いたします。

一者応札の増減というのは、制度的あるいは行政的な対応だけではなくて、その時々々の経済情勢等によるものが指摘されております。

実際のところ、公共事業等々人手不足ということがよく言われるわけでございますが、

工事の会社のほうもそんなに人手が確保できないために、幾つものプロジェクトに手を挙げることができず、結果として一者応札がふえているという傾向があるようでございます。

定員の件につきましては、本来総務省、内閣人事局のお話でございますが、私が御説明を伺って理解しておりますのは、この4,000人というのは中での調整でございます、今年の定員の純減分は1,000人強でございます。

本来であれば、4,000人の中での異動、振り替えというものを行わなければ定員が増えてしまうようなところを、効率化によって人を浮かせる、人手の足りないところに定員を持ってくるという自賄いの努力をしたのが4,000人、そのように総務省及び内閣人事局からは伺っているところでございます。

以上でございます。

○有村行政改革担当大臣 市川次長、ありがとうございました。

人員削減は引き続き努力をしていく所存でございます。そして、そこでの調整の伸びしろは緊急需要の高い業務の人員に振り向けていきたい。その姿勢を堅持させていただきたいと存じます。

それでは、土居議員、お願いいたします。

○土居議員 私も各議員と同様に、「秋のレビュー」については非常にいい取組をして、かつ予算にも反映していただいたと思います。

基金の再点検は非常に重要なところで、今回、それなりに成果が上げられたと思います。さらに、地方公共団体が設けている基金に関連しても、可能な限りこれからも点検をする機会を設けて、今後取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

内閣官房と内閣府の業務見直しも、基本方針のとおりで私はよいと思っております。特に今回の見直しにあわせて各省の設置法も改正することになっておるようでありますけれども、これを機会として行政改革の視点を活かして、各省設置法の規定されている業務を各省にも不断の努力として見直しをしていただくとともに、なかなか自分で自分の業務を見直し切れない、どうしても甘くなるということがあれば、行政改革の部局からこういう業務は必ずしも大々的にやらなくてもいい形に改めてはどうかと。私も行政改革推進会議に出させていただいて、各省設置法に根差したところでの見直しも必要ではないかと申し上げてきたこともありまして、今後もいろいろな形で各省設置法も必要に応じてスクラップ・アンド・ビルドが必要なのではないかと思います。

この内閣官房及び内閣府の業務見直しにあわせて、時限を設けることにするとされた点は、加藤議員もおっしゃっているように、私も非常に重要なことだと思いますので、今後も不断の努力で見直していただきたいと思います。

以上です。

○有村行政改革担当大臣 土居議員、ありがとうございました。

森田議員、お願いいたします。

○森田議員 私の申し上げたいことはかなり他の議員がおっしゃっていますので、そうで

ないところだけ指摘させていただきたいと思いますが、1つは調達に関してでございます。

私自身、内閣のIT戦略本部のほうでお手伝いをさせていただいておりますけれども、この調達の場合に調達側の物に対する評価能力というものがないと、なかなか適切な調達がなされないと思います。

特に、IT関係のように非常に高度な専門的なものにつきまして、その能力が十分でないために大きな無駄が出ていたということもございますので、そののところにも目を向けていただきたいと思います。これが1点目でございます。

最後の内閣官房と内閣府についてでございますが、私自身、98年の橋本行革のときにも隅っこのほうでお手伝いをさせていただいたのですけれども、そのときから比べますと随分変わってよくなってきたという意味で、今回の改革は高く評価したいと思いますけれども、2点申し上げておきますと、1点目は内閣官房・内閣府とありますが、内閣府という組織のあり方、副大臣を前に言いにくいところもございますが、内閣府という組織の性質がどういう組織なのか。各省とは違う、横並びではないはずなのですが、その位置づけというものが明確さを欠いているのではないかという気がしました。それが内閣府にどのような機関を置くかということについての揺らぎを生み出しているのではないかという気がいたします。

2点目は、調整でございますけれども、これも行政改革会議で検討したときにこういう仕組みをぜひ入れるべきであるという意見が強く出ていたと思いますけれども、なかなかうまくいかなかった。それが実現したということは大変高く評価できるころだと思っております。

田中委員もおっしゃいましたけれども、制度だけつくるのではだめであって、実際どのような形でこれが使われるかということが重要だと思っております。

それにしましても、仮に伝家の宝刀であったとしても、こういう仕組みがつけられたということは画期的なことだと思っております。

以上でございます。

○有村行政改革担当大臣 森田議員、ありがとうございました。

他に、先生方の御発言はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

おおむね、意見の収斂をいただいたと見ております。ありがとうございました。

それでは、議題1の「秋のレビュー」等での御指摘に対する各府省の検討、対応状況につきましては、引き続き、フォローアップを行いまして、適時に先生方に御報告をさせていただきます。

また、議題2の調達改善につきましては、本日の御議論を踏まえ、本会議として資料5を御了承、資料6をお取りまとめいただいたものといいたしたいと存じます。

今後、これらを踏まえ、政府全体の調達の水準を向上させてまいります。森田議員がおっしゃったように、私ども発注する側の目利き力を高めていくことが極めて大事だと認識をいたします。

さらに、議題3、内閣官房及び内閣府の業務の見直しについては、本日の御議論を踏ま

え、また、本日御欠席の大塚議員の資料10での2ポツ、3ポツの御提言も踏まえて、本会議として資料7-1の基本方針（案）を御了承いただきたいと存じております。

今後、今日から始まりました国会の法案提出に向けた作業を鋭意進めてまいりたいと存じます。

特段、御発言がなければ、4つ目の議題の日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫について、議題を進めさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。

それでは、最後の議題に入らせていただきます。議題4からは宮沢経済産業大臣にも御参加をいただきます。

先日、財務省及び経済産業省により、両機関の見直し方針が示されました。これらは、行革推進法に定めました両機関の完全民営化の方針を維持しつつ、その方針のもとで当面の経済的課題に対応するための措置を講じようとするものだと思っております。

一方、行革の観点での注意点は、当分の間、政府が両機関の株式の一定割合を保有するなどによって、官の肥大化との批判を招くことがないかどうか。こうした懸念に対し、十分な対応が図られているかどうかという点にあると考えております。

このため、先に財務省及び経済産業省に対しては、第1に、国が株式を保有している間、民業圧迫とならないための対応。第2に、民間金融機関による安定的な資金供給のための条件をいかに整えるかについて、検討をお願いしてきたところでございます。

本日はまず、麻生副総理及び宮沢経済産業大臣から、各機関についての検討内容を御説明いただき、その後、議員の皆様から御意見を伺いたく存じます。

それでは、麻生副総理から、日本政策投資銀行について、御説明をお願い申し上げます。
○麻生副総理 アベノミクスの成功に当たりましては、これは危機、いわゆる経済危機への対応を確保して、成長に取り組んでいこうという企業の資金需要に応える必要があるということがはっきりしております。

しかしながら、成長資金の供給というのは十分ではない。銀行には金が余っているとかわれながらも、企業に対して資金が十分いかないというところが問題なのだと思うのですが、民間による危機対応は極めて困難な状況だと、はっきりしていると思います。

このため、当面の施策として、政投銀に成長資金の供給や危機対応の役割を果たさせるということにいたしております。

民間金融機関も、適切な役割分担のもとで政投銀がこれらの役割を果たすということを期待しておられるようですし、何回も話しましたが、民間による資金供給を妨げるようなことはないかと私どもは考えております。

ただし、今回の施策に伴って、政投銀に対する政府の関与を残すということにしておかないと、何もなくて口だけで言うといったって、わかりましたなどという人はおられないと思いますので、今、言いましたように、政府の関与を当面残すということにしております点は、大事なところだと思います。

このため、お手元に資料8という紙が配付してあると思いますが、この1ページ目にあ

りますように、第1に、民業圧迫ということ招かないための対応としては、政投銀に対して民間との競争関係に配慮することを法律で義務づける。これに基づいて、外部有識者による検証機関を政投銀の中に設けるなど、具体的な対応を行うことといたしております。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと存じますが、民間による安定的な資金供給のための条件整備としては、政投銀による成長資金の供給を民間による資金供給の促進に寄与するという観点から行うということを法律の上で明らかにする。これが企業における成長資金に関する認知度の向上、または金融機関のノウハウの蓄積などにつながると存じますし、民間による成長資金の供給促進にも役立つと考えております。

また、危機対応につきましては、民間の金融機関が強い財政基盤とか、リスクを分け合う民間同士の連携を築き上げて、みずからの経営判断で担うようになるというのが重要なのだと思いますが、そう簡単には、言うがやすし行うはかたしと、なかなかそのようなわけにいかないのは、2008年のときにはっきりしております。

したがいまして、財務省といたしましては、民間金融機関が危機対応業務を担う際の手続の簡素化とか業務内容の一層の明確化などの運用改善を進めるということでありまして、詳細は配付させていただきました資料を御参照いただければと存じます。

私からは以上です。

○有村行政改革担当大臣 日本政策投資銀行について、麻生副総理から御説明をいただきました。

続きまして、宮沢経済産業大臣から、商工組合中央金庫について御説明をお願いいたします。

○宮沢経済産業大臣 商工中金のあり方につきましては、先日、経済産業省としての方針を公表しております。

具体的には、成長資金の供給については、資本性資金の民間からの供給は限定的になっており、また、危機対応については、リーマン・ショック、東日本大震災を経て、民間金融機関が危機対応を行うことが困難であるという状況であります。

こうした現状を踏まえ、商工中金が成長資金の供給や危機対応の役割を果たすことが望ましいと考えております。

特に危機対応については、民間による危機対応が十分に確保されると見込まれるまでの間、商工中金に危機対応業務の実施を義務づけ、こうした措置を行っている当分の間、政府が必要な株式を保有することとしています。

ただし、政策金融改革で示された商工中金の完全民営化の方針は堅持してまいります。その観点から、有村大臣からも御指摘がありました、民業圧迫の回避と民間の資金供給の促進のために対応策を講じます。

具体的には、お手元に資料9を配付しておりますけれども、第1、民業圧迫を回避するための対応策、これは1ページ目に書いてございます。商工中金からの危機対応に関する計画や業務報告の提出義務付けを通じて、政府によるガバナンスを強化いたします。

また、商工中金と民間金融機関との意見交換の場の設置や第三者によるチェックの仕組みを創設いたします。

第2に、民間金融機関による資金供給の促進のための対応策でありますけれども、これは3ページ目に書かせていただいております。

成長資金の供給については、商工中金による民間金融機関へのノウハウの提供や目利き力の育成を行ってまいります。

危機対応の確保については、民間金融機関が危機対応業務を担う際の手続の簡素化などの運用改善を進めていきたいと思っております。

以上であります。

○有村行政改革担当大臣 宮沢経済産業大臣から、商工組合中央金庫について、御説明をいただきました。

今、両大臣から御説明いただきました内容について、民間の先生方から御意見を伺いたく存じます。御発言いただきます方は、お手数ですが、いつものようにネームプレートをお立てくださいませ。3分めどの御発言をいただきますれば、大変助かります。

畠中議員、お願いいたします。

○畠中議員 ただいま、両大臣からの民業圧迫を招かないための対応策の御説明、大変結構な内容だと思います。

ただ、1点お伺いしたいのは、これはもう皆さん御存じかと思いますが、政投銀と商工中金の完全民営化の方針は、小泉内閣のときに決められたものでして、それが過去2回、完全民営化の時期が延ばされているのです。1回目はリーマン・ショックのとき、2回目が東日本の大震災のときです。今回、延ばされるのが3回目なのです。過去2回は、私の記憶では時期がいつまでに、何年から何年までの間にとというのは明記してあったと思うのですけれども、今回は、その完全民営化の時期についてはどのようにお考えになっておられるのか。これは事務局でも結構なのですけれども、御説明願えればありがたいと思います。

○有村行政改革担当大臣 宮沢経済産業大臣、お願いいたします。

○宮沢経済産業大臣 結局、いろいろやってまいりましたけれども、民間金融機関も危機対応業務ができることにはなっているものの、正直言って出てこないという状況がありまして、政投銀にしても、商中にしても、これからいろいろな事態が起こったときに、やらなければいけない業務というのは、民間がある程度出てきてくれないことには、なかなかその業務を捨てるというわけにもいかない。

一方で、では、民間が本当にいつ出てきてくれるかということは、今の状況ではなかなかわからないものですから、時期を明示していないということでもあります。

○有村行政改革担当大臣 麻生副総理、お願いします。

○麻生副総理 補足します。

畠中さんが今、言われているのは、間違いなくもっともなところなので、2008年のとき

の記憶がおありだと思いますが、あのとき、もし日本の中で政策投資銀行が手を出さなければ、中小零細企業に手当てをする方法は色々あったと思いますけれども、例えば、アメリカに進出している大手メーカーは助かったしれないが、その下についていっている比較的大きい部品メーカーは支援を受けられず、あの段階で全部倒産しています。はっきりしています。あれは特別な方法で、なんとか理屈を立てて、あのときは貸せるようにしました。あれで助かった。

しかし、あのときの傷んだ銀行は、どれくらい傷んだかといえば、税金を払わないのです。みんな偉そうなこと言うけれども、去年まで払っていないよ。おたくら、いつ税金を払うようになったのですと、私はいつもからかうのですが、去年からです。おかげさまで、国の税収はふえました。だけれども、銀行は間違いなくそれくらい傷んでいるのです。今回、あちらこちらに総理がインフラ輸出などで出ていくに当たって、多分、銀行はみんな腰が引けるくらいの話になりますから、これはなかなかいかないだろうと私自身は思っています。

今度は逆にお金がたまっています。物すごい勢いで銀行はたまっていますし、企業も内部留保が320兆円を超えるところまで来ています。だけれども、今度、政投銀みたいなところが出ていくと言うと、では、うちも出ていきますという。何となく、おみくじを引くのではないが、何かないと出てこないというところが、みんなヒラメの目みたいになっているのかと思いますけれども、そこら辺のところが一番大事。これが2011年のいわゆる大地震のときに、まだ銀行が傷んでいる最中はとてもできなかったのだと思いますが、今回は大分よくなってきて、できるはずだと私自身はそう思いますけれども、なかなか意識としてはそのような状態になっていない。私どもとしては、完全民営化の方向としては私も正しいと思っているのですが、方向はそうなのですから、いざ、民間に資金供給ができるかと言われると、なかなか現実的にはそうやってきていないように思います。いろいろと個別にも話を伺いましたが、いま一つ、みんな引けておられるというのも確かですので、傍ら、民業圧迫と言われるほど、銀行がどんどん貸そうという意欲になっていただければ誠にありがたいと思うのですが、なかなかそうやっておられないということもありましたので、今回完全民営化の具体的な時期を書いて、また延ばすというのもいかがなものかというので、書くのは遠慮させていただきました。

以上です。

○畠中議員 私は、時期が明示されていないのはけしからぬ、と言っているわけではなくて、あえて御質問したのは、問題点をはっきりさせるためにしたわけです。

○有村行政改革担当大臣 畠中議員、ありがとうございます。両大臣、御答弁ありがとうございます。

限られた時間でございます。その中で、少なくとも3人の議員が手を挙げていただいております。

渡議員、よろしく願いいたします。

○渡議員 今、麻生副総理がおっしゃったとおり、日本の民間ファンド市場は未成熟です。私は、内閣府の「成長資金の供給促進に関する検討会」のメンバーとして、10月から議論に参画してまいりました。検討会では、政投銀、商工中金に加え、一般の市中銀行などにも来てもらってヒアリングもしましたが、今の日本の銀行システムというのは、麻生副総理がおっしゃられたようなことが議論になっていない、あるいは、そういった意思もなかなか薄いということから、これはやむを得ない措置だし、完全民営化の延期に異論はないという結論になりました。

ただ、懸念材料もあります。今、両大臣がお話になった中でほとんど言及されていますから安心しておりますけれども、5つの基本的な原則はぜひ守ってもらいたいと思います。

まずは、民業圧迫は絶対にしてはいけないということ。それから、民業との協働、民業を助けて、少しでも早く民間ファンドを育成するように動いてもらいたいということが2つ目。

それから、民間ファンドの育成を、ぜひ人材育成への協力や、あるいは目利きなどのノウハウの提供なども含めてやっていただきたいということ。

4つ目が、先ほどから議論があったように、最後は完全民営化すべきなので、官の退出についてです。これをしっかり明記する必要がある。明記というか、最終的に官は退出するということが必要だと思います。

最後、5点目は、民間圧迫ではなくて官業圧迫も起こり得る可能性があるということです。それは、官民ファンドとのバッティングです。今、民間も出資する6つの官民ファンドがあり、私はPFI推進機構の社長をやっております。麻生財務大臣が50%の株主で、残りの50%が民間の株主で、現在、関空等の民営化に取り組んでおります。今までは、こうした案件に政投銀が出てくる可能性があったし、現に、トラブルが続いていたわけです。この問題は、検討会の場でも整理しました。したがって、恐らく今後は問題は発生しないと思いますし、資料8の2ページ目の一番最後のところに「官民ファンドの役割が優先」と書いてありますので安心しましたが、ぜひ、副総理の厳しいチェックをお願いしたいと思います。

○有村行政改革担当大臣 ありがとうございます。

進行の都合、両大臣には、全ての議員の御発言の後にしっかりと御答弁をいただきたいと存じます。

続きまして、秋池議員、お願いいたします。

○秋池議員 今回、このような取組になりますことは、渡議員がおっしゃいましたとおり、成長資金が市場にあればよいのですけれども、現在の状況を考えますと、金融市場がもう少し発展していくまでの間、このような役割が必要だということは、私も賛同するところでございます。

既に御説明の中にもありましたけれども、やはり、民間の金融機関なども成功事例の事例などがありますと、自分たちもついていきやすいというところがございまして、本日

議論の対象となっている2つの金融機関には、人材もおられると思いますので、先進的な事例作りに取り組んでいくということも含めまして、ぜひ期待したいと考えてところでございます。更には、そのノウハウをぜひ、民間にも提供していただきたいと思っております。

民業圧迫にならない配慮を表明しておられます。個々のファイナンスにおきましては、市場らしく振る舞っていただきたいと思っております。金利の設定、その他も含めて、そういった個別の案件の中でも民業圧迫にならないような動きを期待します。

○有村行政改革担当大臣 秋池議員、ありがとうございました。

続きまして、小林議員、お願いいたします。

○小林議員 ありがとうございます。

渡議員のお話とほぼ同じ話になるのですが、実際に企業におきまして、本当にリスクマネーが出ていないのです。若い方は本当に苦勞されています。我々もベンチャーファンドを創設するのですが、なかなかお金が集まらないという状況がまだ続いておりまして、ぜひ、これはやっていただく必要がある。これは確かだと思えます。

そのときに、先ほど、宮沢大臣からお話がありましたように、目利きできる人間を養成していただくこと、やみくもに何でもやるというのではなくて、いい案件をうまく組成していただくことが大事だと思います。

それと、確か9つだったと思いますが、先ほどの官民ファンドの話ですけれども、ここは結構切りがないのです。だから、これをうまく政策投資銀行などとコラボして、大きな流れがつかれるように、ほかの官民ファンドもお互いに支援しながら、ウィン・ウィンというのでしょうか。そういうパターンにぜひ持って行っていただきたいし、逆に、我々もそれに関してはぜひ何かお手伝いできればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○有村行政改革担当大臣 小林議員、ありがとうございました。

引き続き、森田議員、お願いいたします。

○森田議員 私自身、政策投資銀行が民営化するに関わったことがあるのですが、そのときの議論で、まだ御発言のないことを一言言わせていただきますと、政策金融といいましょうか、政府の場合には、ハイリスクと長期の融資をどうやってやるか。今もございましたけれども、そのための目利きといいましょうか、事業の評価をきちんとやらなければいけない。これを民間銀行がだんだん身につけていったときに、初めて完全に同じレベルになるかと思っておりますので、今、かなり厳しい状況にあると思っておりますが、そういった意味での能力の評価、逆の面で言いますと、それに対しては政府は見守るといいましょうか、支えるという形の姿勢が必要ではないかと思っております。

○有村行政改革担当大臣 森田議員、ありがとうございました。

引き続きまして、最後の御発言と認識をしております。土居議員、お願いいたします。

○土居議員 私も各議員がお話になられた認識と全く同感であります。

その上で少し付け加えて申し上げさせていただきたいのは、今日の参考資料で既に財務省、経済産業省、報道発表がされておられます。これを国民がどう受けとめるかというところでもあります。完全民会化を先送りするということに関しての意識というのは、改革を停滞させていると誤解される向きもあるので、むしろそこは丁寧に説明をされるといいのではないかと思います。

特に民業圧迫という言葉でありますけれども、ここで既に各議員がお示しになられたように、実際のところはリスクマネーがなかなか提供できていないということが実態でありまして、民業圧迫という状況では私はないと思っております。

これは経済学の立場から考えても、デフレのときに民間金融機関はリスクテイクをどしどしするというのはなかなか難しい。むしろ、キャッシュで持っていたとしても、価値が維持できる。

ところが、デフレがうまく脱却できて、インフレになりますと、キャッシュで持っているのは腐ってしまいますから、むしろきちんとリスクをとる。こういうことだと思いますので、デフレを脱却するまでは、きちんと民業補完をすることが大事で、この両行できちんとやっていただくのは大事だと。

ただ、インフレになりますと、今度は民間もリスクがとれることになりますから、こういう形で法律で規定して、民業圧迫にならないようにすることを今から規定するのは、非常に重要だと思います。

そういう意味では、将来への備えということで、さらには、財務大臣の資料にもありますように、民間銀行に譲渡するなど、業務を終了するところの出口をきちんと意識して、それを両行にも意識させて、現場で実行していただくことで、民業圧迫のそしりを回避することができるのではないかと思います。

以上です。

○有村行政改革担当大臣 土居議員、ありがとうございました。

畠中議員の後、5名の先生方に続けて御発言をいただきました。総括をして、麻生副総理から、また、宮沢経産大臣から最後のコメントをいただきたいと存じます。

麻生大臣、お願いいたします。

○麻生副総理 麻生です。

基本的には渡先生、小林先生、今の御意見を含めて基本の問題認識は同じだと思いますので、答えは、おっしゃるとおり。今、土居さんも言われたけれども、1,650兆円の個人金融資産。うち、現預金だけで862兆。異常でしょう。こんなに現金を持っている国民は世界中でいません。普通、そこは株券か何かになっているでしょう。それが、現預金で6割近く持っているというわけです。それがどんどん増えている。しかも、金利はほとんどつかないのだから、それで置いておいて何をすると、私は持っている人にぜひ聞きたい。

企業も企業で、さらに法人税を下げろと言われるけれども、企業のため込んだ内部留保は304兆円がおととしの9月から去年の9月までで24兆円増えて、328兆円です。24兆、月

割り2兆増えているのです。そのお金を何するのですと。

さらに税金を安くしてもらって、そのかわりに何をするのというのは、私たち側から見たら不満なのですが、そのお金が投資に回るか、例えば、配当に回るか、例えば、賃金に回るかしてもらえれば、それはちゃんとインフレとか何とかということになるのだけれども、みんな、20年間企業というのはこうなってきましたから、今、土居先生が言われるこうやって持っておきさえすれば、何もしないで持っておきさえしたら、物が下がって金の時代が上がっていく時代が20年続いていますから、これは頭がそうなっています。

なかなかこれを変えるために今回、企業にもお願いして、早い話が給与を上げてください。社会主義国家ではないだから、給与を上げろなどという話を政府が介入して言うなどというのは、民間労働組合の職務放棄とか仕事の放棄でしょうと、私は、古賀さんという方にもこの席で何回か申し上げたことがあるのですけれども、ほかの企業の方はみんなどつと笑うが、本人だけ全然笑わないのだけれども、一番真剣にやるのはお前なのだと行って、もともと地元の人でよく知っていますので、よく言うのですが、とにかく非常事態だからやむを得ぬというので、非常事態ということで、今回はそういうことになりつつありますし、ベアも確かにということになって、20年間を切りかえていくというのは物すごく時間がかかる話なのかという感じがあることも一つ。

その上に立って、今の話ですけれども、御心配の点は、ちゃんと言われると思いましたが、中に書かせてもらっていますので、そのとおりでちゃんと対応してまいります、TPPとか、いろいろなことを今やっていくようになれば、これだけ金があるのだから、ちゃんとそういうところでぶつかることになれば大したものだと思っているのだけれども、なかなかそうまでになりませんものですから、今、もうちょっと時間が要るかとは思っていますが、きちんとした対応をして、御心配な点を、御不満ではなく御不安の点を対応していきたいと存じます。

○有村行政改革担当大臣 麻生副総理、ありがとうございました。

総理の御指示のもとで、着席のまま総理をお迎えさせていただきました。

続きまして、最後の御発言になりますけれども、宮沢経済産業大臣、コメントをお願いいたします。

○宮沢経済産業大臣 いろいろ御指摘ありがとうございました。

民業圧迫の点ですけれども、商工中金の融資はほとんど協調融資になっていまして、たしか3.4%ぐらいが、実は単独の融資がございます。ただし、その大宗は、いわゆる協同組合に対する融資でありまして、これもまた、なかなか民間が出にくい部分。一部、単独融資はありますけれども、これは正直言って、民間が退いてしまったところの部分でありまして、今の段階ではなかなかよくやってくれているのだろうと思っております。

特に、民営化議論が出始めたころですから、平成15年くらい、あのころは政投銀もそうですし、商中も実はそれを意識して、かなり逃げ足が速かったのです。民間がまだ助けたいと思っている中小企業に対しても、商工中金が先に融資を引き揚げると言ってみたりと

いう状況があったのに比べますと、今、法律ができてこういう状況になって、かなりうまく進んでいると思います。

ただし、目利きを育てるとかノウハウを伝授するということは大変大事なことでありますので、この紙にも書かせていただきましたけれども、その辺はしっかりよく指導していきたいと思っています。

以上です。

○有村行政改革担当大臣 ありがとうございます。

以上、両大臣からコメントをいただきました。おおむね、反対の御意見は出なかったと思っておりますが、引き続き、民業圧迫にならないように、また、適宜、法案の提出をしていただきたいと思います。私も担当大臣として、引き続き、モニタリングをさせていただきます。

会の最後に当たりまして、安倍総理から御発言をいただきたいと思います。まずプレスが入室いたしますので、皆様、少々お待ちくださいませ。

(報道関係者入室)

○有村行政改革担当大臣 それでは、安倍総理から御発言をいただきたいと思います。

安倍総理、よろしく願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 安倍内閣としては、本年、さらに行政改革を進め、無駄の撲滅に取り組んでまいります。

行政事業レビューについては、ここは大変重要な点であります。今年の「秋のレビュー」の指摘を来年度予算にしっかりと反映するとともに、基金の再点検により、新たに3,000億円を超える国庫返納額を確保いたしました。

各府省には、本日取りまとめた取組指針を踏まえた調達改善を含め、無駄撲滅の一層の強化を求めます。

内閣官房・内閣府のスリム化も進めてまいります。先ほど有村大臣から御説明した見直しの方針案は、与党の御提案を踏まえて政府として作成したものであります。本日、御了承いただきましたので、明日閣議決定いたします。有村大臣には、今国会への法案提出に向けてさらに準備を進めていただきます。

また、麻生大臣及び宮沢大臣からは、政投銀及び商工中金の組織見直しの方針に関連して、民業圧迫の回避策等を御説明いただきました。両大臣には、本日の議論も踏まえ、官の肥大化等の批判を招くことのないように、組織見直しに取り組んでいただきたいと思います。

本日は、多岐にわたる御議論をいただき、感謝申し上げます。

引き続き、議員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○有村行政改革担当大臣 安倍総理、ありがとうございます。

プレスの方、ありがとうございます。

(報道関係者退室)

○有村行政改革担当大臣 本日は行政事業レビューについて、政府の調達改善について、内閣官房・内閣府の業務見直し、また、政投銀、商工組合中央金庫について、御議論をそれぞれいただきました。

先生方の御協力をいただきまして、18時終了ぴったりでございます。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。